

の取消しを求める審査請求をした。

審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、住居確保給付金支給中に行った求職活動として、①生徒募集のチラシ配り、②リモートレッスンの推進、③自身の演奏活動の準備、計画、④〇〇県〇〇市へ出張レッスン、⑤自身の指の治療、⑥インターネットサイトでのキャンドルの販売等の活動を行っているにもかかわらず、住居確保給付金の延長要件である「当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行った」ことに該当しないと判断され、権利を侵害されていると主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分の理由として、当該支給期間中に支給期間の延長等の要件である「誠実かつ熱心に求職活動」を行っていたことが確認できなかったためと主張している。「求職活動」については常用就職を目指した求職活動とされ、審査請求人の活動は求職活動にあたらないと主張している。また、審査請求人の求職活動状況報告書には、常用就職を目指した求職活動だけでなく当面の生活費をまかなうためのアルバイトなどの短期的な雇用に向け活動した実績はなく、受給期間中に求職活動を行っていたとは言えないと主張している。

なお、審査請求人が主張する自身の演奏活動の準備、計画、〇〇県〇〇市へ出張レッスン、自身の指の治療、インターネットサイトでキャンドルの販売等については、求職活動状況報告書に記載がなく、また、月々の収支報告においても記載がなかったことから、審査対象としなかった旨主張している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 生活困窮者住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、福祉事務所設置自治体が行う事業であって、その事務の取扱いについては、『生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル』により取り扱うこととしている。
- (2) 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は3か月であるが、支給期間中に常用就職ができなかった場合又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金の支給が就職の促進に必要と認められる場合は、申請により3か月の支給期間を3回まで延長、再延長及び再々延長をすることができるとしている。
- (3) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第10条第5号及び同規則附則第4条は「誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」を支給要件の一つとし、受給中の者に対しても「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」と規定している。
- (4) フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態についても生活困窮者住居

確保給付金の支給対象となりうるとされ、その場合には、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうことも求職活動としてみなすことも可能としている。（住居確保給付金 今回の改正に関するQA（vol6）令和2年5月29日事務連絡）

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、審査請求人の活動が、生活困窮者自立支援法施行規則が定める求職活動にあたらぬと主張しているが、自営業者については、必ずしも求職活動として、雇用へ向けた活動を行うことを求められておらず、従前の就業形態を維持し、その収入を回復させるために行う諸営業活動も経済的自立へ向けた求職活動にあたるため、審査請求人の活動は、求職活動にあたる判断する。
- (2) また、アルバイトなどの短期的な雇用についても、QA（vol6）では、「現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば」と例示しているだけであり、求職活動の必須要件ではない。その上、生活困窮者自立支援法施行規則が定める「誠実かつ熱心な求職活動を行うこと」の要件に、求職活動の内容とその効果に変化が現れることまで求められていない。
- (3) したがって、処分庁が主張するように、審査請求時に記載されている求職活動について、求職活動状況報告書に記載がない内容があることは事実であるが、それを勘案してもなお、本件申請に対して行った本件処分は、生活困窮者自立支援法施行規則が定める求職活動について、適切な解釈とこれに基づく適切な対応が行えていなかったものと言わざるを得ず、本件の処分を取り消すのが相当であると判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年11月4日

審査庁 生駒市長 小 紫 雅 史

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。